

平成20年度 南丹市事業評価表 (平成19年度 実施事業)

事業CD. 4231 事業名: 高齢者福祉サービス事業
 細事業名: 訪問理美容サービス事業

政策体系上の位置付け (参考) 平成20年度～ 総合振興計画実施事業

政 策: 第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る
 基本施策: 4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する
 主な施策: (5) 高齢者が安心して暮らせる自立支援

所管部署名
 部局名: 福祉部
 課名: 高齢福祉課

科目CD. 1030104 作成日 平成20年10月28日

事業分類: B:ソフト事業
 新規事業 時限事業 (平成 年度迄)

実施根拠 (法令、条例等)
南丹市高齢者等生活支援事業実施要綱

事業運営方法 直営 一部委託 全部委託 補助等

委託先 民間 三セク NPO 学校 自治会・地縁団体
 その他 ()

事業概要	
◆ 課題・目的 (どのような課題を解決するために実施した事業なのか)	高齢者や障がい者で理容院や美容院に出向くことが困難な方に、訪問理美容サービスを提供することにより、衛生的で清潔な生活が営める人を増やす。
◆ 活動内容 (具体的にどのような活動を行ったのか)	訪問理美容サービスを実施した。
◆ 対象 (この事業を実施するにあたり、ターゲットとした者(物)は何か)	おおむね65歳以上の高齢者又は障がい者で、理美容院に出向くことが困難な人
◆ 結果 (この事業を実施したことにより、どのような効果または結果が得られたのか)	衛生的な生活が営めることにより、在宅生活を支援することができた。

指 標		単位	18実績	19実績	20予算	21計画
活動指標	① 実施回数					
	② 利用者数					
	③			精査途中		
	④					
	⑤					
対象指標	① 高齢者数					
	② 障がいのある人の数			精査途中		
	③					
成果指標	① 対象家庭の衛生的満足度					
	②			精査途中		
	③					

市民や議会等からの要望・意見 (要望や意見の内容とその内容を確認した手段は何か)

特記事項なし

近隣市町村や民間企業での同種事業の実施状況

近隣町村においても同事業実施

決算(予算)額	(千円)	113	87	300	350
財源内訳	使用料・手数料等	(千円)	0	0	0
	国・府支出金	(千円)	0	0	0
	地方債	(千円)	0	0	0
	一般財源	(千円)	113	87	300
職員従事時間	(人)		0.18		
人件費 ※	(千円)		1,145		
トータルコスト ※	(千円)		1,232		

※人件費は、職員の給与・諸手当・共済などから、一定の基準に基づき算定したおおよその額です。
 ※人件費およびトータルコストは、あくまでも参考値です。

【公共性の評価】

- (1) 行政の守備範囲（民間や市以外の機関等が実施すべき事業ではなかったか）
 法令等により定められた事業 市が実施すべき事業 行政内部の事業
 民間等での実施は見込めない 民間等での実施も可能

説明：公的な福祉サービス（公助）として実施すべき事業

- (2) 事業選定の妥当性（事業の目的や意図が政策や施策の目指す方向にあっているか）
 施策等の実現に向けた事業 施策等の方向とマッチしていない

説明：高齢者等の衛生的で清潔な在宅生活の実現に向けた事業

- (3) 対象の妥当性（事業の本質から考えて的を得た対象を定めているか）
 本質に沿った対象である 的を得た対象となっていない

説明：要支援高齢者等を対象としており妥当である

【有効性の評価】

- (4) 課題解決への有効度（目的の達成や、課題解決のために有効的な事業か）
 かなり有効的 当初の予想どおり 予想しても有効的でなかった

説明：高齢者等の衛生的で清潔な在宅生活を支援するため有効的な事業

- (5) 施策実現に対する有効度（総合計画の施策実現に対して有効的な事業か）
 かなり有効的 当初の予想どおり 想定よりも有効的でなかった

説明：高齢者が安心して暮らせるまちづくりの実現に向け有効的な事業

- (6) 成果向上の余地（施策実現に向け更なる成果向上の余地はあるか）
 大きい 小さい 無い

説明：超高齢社会を向かえニーズは高まっている、効果向上の余地はある

- (7) 類似事業との統合・再編・連携の余地（他の類似事業と統合や連携ができないか）
 統合や連携等の検討可能 統合や連携はできない 類似事業がない

説明：類似事業がないため統合や連携はできない

新たに生じた課題・解決できなかった課題等

改革案（いつ、どのような改革を、どのような手段で行うのか）

【緊急性の評価】

- (8) 課題解決への緊急度（なぜ早期に実施しなければならなかったか）
 法令等により期限がある 他事業よりも効果が大い 早期の取り組みが必要
 他事業よりも優先度が高い 市民の生命・財産を守るため 緊急性は低い

説明：高齢者の日常的な生活課題の解決のため、緊急性がある

【効率性の評価】

- (9) コスト削減の余地（事業内容、職員労力、仕事の進め方などから）
 削減の余地あり 削減の余地なし

説明：事業精査を行っているコスト削減は難しい

- (10) 受益者負担の適正（社会状況等から受益者の負担は適正か）
 正当な受益者負担 見直す必要あり 負担を強いる事業ではない

説明：理美容料金については、全額受益者負担

【協働性の評価】

- (11) 市民との協働による事業実施（協働による実施を検討したか）
 協働事業には不向き 協働では実施していない 協働で行ったが主体は行政
 協働で行ったが住民主体は一部 市民等が主体となって実施

説明：事業の性質上（個人情報保護）協働には不向き

- (12) 協働事業としての推進の余地（今後、協働による推進できる余地はないか）
 余地あり 余地なし

説明：事業の性質上（個人情報保護）協働の余地無し

所 属 長 総 括 評 価

身体を衛生的で清潔な状態にしたいという要望は誰にでもある。それに応えるもので、在宅の高齢者に対する生活支援サービスとして必用な事業である。

※事務局使用欄

一次評価	継続（現状維持）	この事業が、実施されて当然とならないよう、できる限り要援護者の自立を促進願いたい。
二次評価	継続（現状維持）	居宅での生活支援事業として必要な事業である。今後の展開として、国の施策など施設から居宅への移行の方向であり、高齢化社会に向けて、より一層、居宅での生活支援については内容を検証しながら、地域で支えあう支援と合わせて、充実させていく必要がある。